

パーソナルデータ利活用についての提言

2014年5月29日

日本ヒューレット・パッカー株式会社

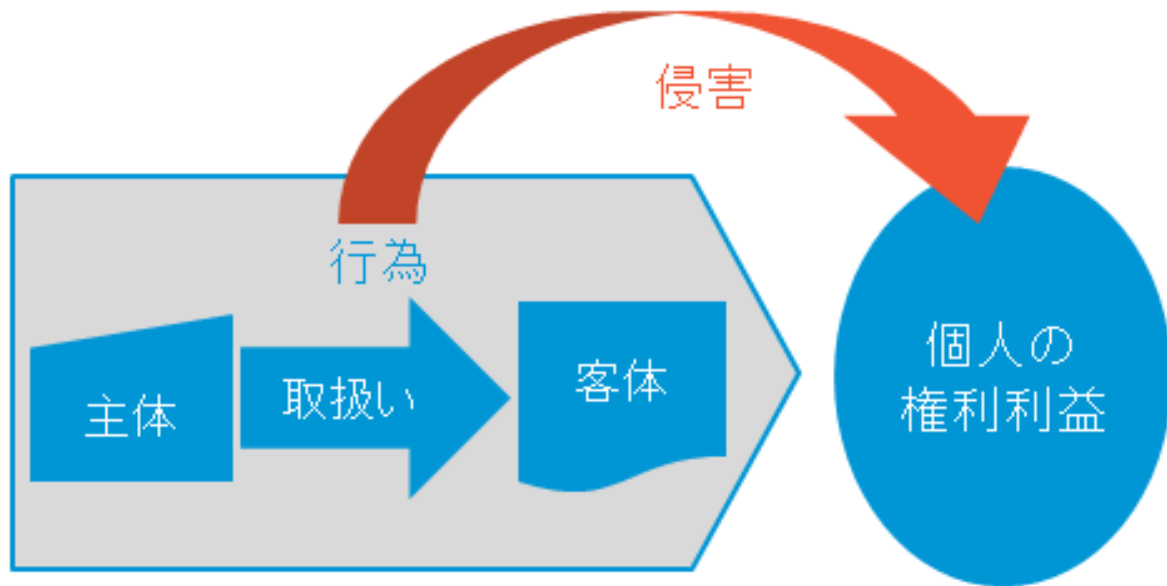
情報の外形的な事前定義への該当性判断だけでなく、情報の利用について実質的な権利侵害のリスク判断を併用してパーソナルデータの保護と利活用を図る法の運用を提言する。

背景：利活用が阻害されているという印象を与えている

個人情報保護法は、法第1条にその目的を「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」と定めている。したがって、個人情報の利活用について既に配慮されたものである。しかし、現行の個人情報保護法が、利活用に配慮されていないという印象を与える原因は、法の条文だけではなく運用にあると考える。個人の権利利益を保護することとは、個人の権利利益を侵害しないことである。そのために、現在の個人情報保護法は、侵害するリスクのある個人情報取扱いの行為を想定し、その行為の主体及び客体並びに行為の内容についての義務を規定したものである。その結果、行為の主体として、「個人情報取扱事業者」を定め、客体として、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」を定め、定めた客体のそれぞれに対する行為の義務を規定している。

そして、革新的なビジネスモデルやサービスなどの新しいアイデアによるビジネスが法に違反しないかの判定は、それらのビジネスを実現するための行為で取り扱う情報が、事前に規定された定義に該当するかどうかだけを解釈して判断される。このとき、その情報が定義に該当していると判断されると、その利用目的や利用形態が、個人の権利利益を侵害するかを個別に判断されることはない。そのため、実質的な侵害リスクがないと考えられるビジネスが規制されてしまう。このことが、利活用に配慮されていないという印象を与える原因のひとつである。

個人の権利利益を侵害する行為と行為の規定



日本： 「規定した客体への行為に該当する」→保護する対象
諸外国： 「規定した客体への行為に該当する」かつ
「個人の権利利益を侵害する」 →保護する対象

利活用に配慮されていないという印象を与える原因は他にもあるかもしれないが、ここで紹介した原因も解消する必要がある。該当性の判断基準だけで侵害リスクの有無が決まる場合には、そのような運用は効率的である。しかし、革新的なビジネスモデルやサービスとそれに伴う新しい技術が起こる近年においては、個別のユースケースや技術を分けずに汎用的な該当性基準を合理的に定めることは困難である。

そのような状況の中で、該当性基準を無理に定めてしまい、その該当性だけで違法性を判断することは、ビジネスや技術の革新的なアイデアの実行を委縮させることになる。

目的：保護と利活用のバランスを図ること

利活用の委縮を改善するためには、個人情報を利用する行為が、個人の権利利益を侵害するリスクについて実質的に判断され、その侵害リスクが低ければ、その利活用を必ずしも違法と判断されないという運用が必要である。したがって、事前に定めた情報の定義への該当性についての判断だけではなく、行為による侵害リスクの影響についての実質的な判断も併用するという運用を採用するべきである。

新たに設けられる（仮称）準個人情報の定義に該当すれば規制され、該当しなければ保護されないという運用が前提であるため、事業者は（仮称）準個人情報に該当する情報の範囲を狭くして利活用を促進したいと考え、個人からすれば当該情報の範囲を広くして保護が漏れないようにしたいと考える。しかし、事業者は個人の権利利益を明らかに侵害するようなビジネスを想定してはならず、個人もまた利活用がまったくなされない社会を求めているわけではない。

両者は共に、個人の権利利益の侵害なく利活用がなされることを望んでいるにも関わらず、保護対象の情報の定義だけを議論するのでは、対峙する関係になってしまいかねない。

現在のパーソナルデータ検討会の議論では、まさに、従来の個人情報に該当するもの以外に（仮称）準個人情報の定義を設け、保護推進の立場からは保護対象の範囲を拡大することを求め、他方の利活用推進の立場は狭めようとしている。しかし、そのような保護対象の範囲の定義にだけ着目した議論では、両者の折り合いが付かない。個人の権利利益の侵害を最終的に抑止するという議論であれば、いったん、保護の対象となりえる情報の範囲を拡大することについて、利活用の立場からも受け入れることができるようになる。

また、（仮称）個人特定性低減データについても同様のことが言える。こちらは逆に、保護推進の立場からは範囲を狭めたく、利活用の立場からは範囲を広げたいわけである。しかし、個人の権利利益侵害リスクが高い取り扱いを規制するのであれば、利活用する範囲を広げても保護の立場から受け入れやすいものと考えられる。

以上のとおり、保護と利活用のバランスを図ることを目的にしなければならない。

前提：事業者による情報の取り扱いの透明性と公平性を可視化する

情報の利用について実質的な権利侵害のリスク判断が事業者において適正に実施されているかを消費者などが評価するためには、事業者は情報の取り扱いについて透明性を高め、それが公平に判定されるための規律を設ける必要がある。

事業者は透明性を高めるために、情報の取り扱いをプライバシーポリシーなどに定めて公表することが有用である。

このような運用をするに際して、従来の個人情報保護法の運用では、事業者個別の侵害リスクを主務大臣が判定するという運用は現実的ではない側面があった。しかし、第三者機関の設置を前提とした運用であれば、その判定を第三者機関が担うことは必ずしも非現実的ではない。

一方、（仮称）個人特定性低減データが定義に該当するかを、技術的に判断するためには、高度な技術力が求められる。そのような要員を第三者機関が持つことは容易ではない。仮に、特定性を低減する加工をしても、特定性をまったく否定できないことが報告されている現状から考えれば、どのような加工であっても、結果的に再特定がされ侵害が起これば、その加工方法は不十分であったと判断することができる。そうなれば、第三者機関の要員に求められるのは、ある行為が個人の権利利益を侵害することか否かという、市民感覚に近い判断であり、それを第三者機関が判断するという運用は、合理的である。また、そこにマルチステークホルダーの考え方を入れることもできる。むしろ、情報の定義の該当性の判断に、マルチステークホルダーを入れることよりも有効である。

結論：事業者と第三者機関の規律に基づく、権利侵害リスクの低減により利活用を図る

以上のことから、個人情報保護法の改正についての大綱では、事業者は権利侵害リスクについての対処策についての透明性を高め、第三者機関がその適正性を公平に判定できるようにするための法条文への必要な改正に加えて、法の運用方法についても、情報の外形的な事前定義への該当性判断だけでなく、情報の利用が及ぼす影響について実質的な権利侵害のリスク判断を併用するようにすることを明記することをパーソナルデータの利活用のために提言する。

利活用のための提言

事前定義への該当性判断だけでなく、
実質的な権利侵害のリスク判断を併用する法の運用を提言する。

- ・侵害有無という事後規制への切り替えではない。侵害リスクの判断を事前規制に加えることである。
- ・観点の切り替えではない。該当性判断できるものは従来どおりでよく、観点の追加である。

